

養育費の取決めを公正証書にしませんか？

～養育費に関する公正証書等の作成費用を支援します～

ご存知ですか？養育費のこと

- ・ 養育費は、子どもの監護や教育のために必要な費用です。
- ・ 養育費の取決め率は50%未満、受け取っているのは約25%。
- ・ **公正証書等（※1）で養育費の確実な受け取りにつながります。**

※1

- ・ 未払い時に強制執行を認める条項のついた公正証書（※2）
- ・ 家庭裁判所の確定判決と調停調書（※3）
- ・ その他養育費に関する債務名義を有する文書（債権の内容を公的に示した文書）

※2 公証人が法律に従って作成する文書。

※3 家庭裁判所に調停を申し立て、裁判官に合意事項を書類にしてもらったもの。

【補助の内容】

- ・ 上記公正証書等の作成経費を **3万円**まで補助します。（自己負担が必要ない場合があります）

【補助対象者】

- ・ 福祉事務所のない9町にお住まいのひとり親で、児童扶養手当を受給している方（もしくは同程度の所得水準の方）
- ・ 対象の町：和気町、早島町、里庄町、矢掛町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、吉備中央町

【注意事項】

- ・ **令和4年4月1日以降**に負担した経費が対象です。
- ・ 公正証書等を作成してから **6ヶ月以内の申請**が必要です。

右のQRコードから県のホームページにアクセス可能です。
詳しくは岡山県子ども家庭課（電話086-226-7349）
にお問い合わせください。

